

平成 30 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 中田 誠司
(コード番号 8601 東証・名証 (第 1 部))

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、報酬委員会において、役員報酬体系の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）の導入を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、当社及び当社子会社の取締役・執行役・執行役員等（以下、「対象役員等」）を対象として、中長期の業績向上へのインセンティブをより高めるとともに、対象役員等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

尚、本制度の導入に伴い、従来、対象役員等に付与していた権利行使価格を1円とするストック・オプションについては、今後は新規発行を行わないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、「株式報酬Ⅰ」と「株式報酬Ⅱ」で構成されます。

「株式報酬Ⅰ」は、基本報酬の一定割合に相当する価値の譲渡制限付株式を支給するものであり、長期的な業績向上へのインセンティブとして有効に機能するため、当社、当社子会社及び当社関連会社の役員等のいずれの地位も退任した後に譲渡制限を解除することとしております。

「株式報酬Ⅱ」は、業績に応じて金銭で支給する業績連動型報酬に一定の上限を設け、これを上回る場合は報酬の一部を金銭から譲渡制限付株式に置き換えて支給するものです。譲渡制限期間は3年としており、業績連動型報酬が一定の上限を上回る場合には実質的な報酬の繰延として機能します。

本制度における譲渡制限付株式は、対象役員等が、付与された金銭報酬債権の全部を当社に現物出資財産として払い込む方法により支給します。当社の取締役及び執行役への金銭報酬債権の支給は、当社の報酬委員会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社が別途定める譲渡制限付株式割当契約を対象役員等との間で締結することとします。

※ 当社、当社子会社及び当社関連会社の使用人、並びに、対象役員等を除く当社子会社及び当社関連会社の役員等に対して付与するストック・オプションについては、引き続き発行を継続します。詳細は、本日付「新株予約権方式によるストック・オプションの発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

お問い合わせ先：

大和証券グループ本社 広報部 鈴木・青山・大橋・桑原・上岡 (Tel. 03-5555-1165)